

県立日南病院飲食店運営業務 募集要項

1 目的

県立日南病院（以下「病院」という。）では、患者、家族、面会者や職員の利便性に配慮するため、飲食店（いわゆる食堂、レストランなど）を配置する計画であり、その運営等については、民間事業者が持つノウハウを活用することとし、公募型プロポーザル方式により飲食店事業者を選定する。

2 業務概要

(1) 業 務 名 県立日南病院飲食店運営業務

(2) 事業場所 日南市木山1丁目9番5号

(3) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり

(4) 事業方式

病院に配置する飲食店を運営する事業者に対し、病院建物の一部を有償で貸付けるものとする。

(5) 貸付場所及び面積

1階 171.70㎡

(6) 契約期間

契約期間は、契約日から令和9年3月31日までとする。

なお、病院が公用又は公共用に供する必要が生じたとき、事業者が貸付条件に違反する行為を行ったとき、その他病院が必要と認めるときは、貸付契約を解除することがある。

(7) 貸付料

事業者に決定した者が提示した見積価格（税抜額。ただし、公有財産取扱規則（昭和39年宮崎県規則第20号）に基づき算定した金額である年額736,060円（消費税及び地方消費税を除く。）以上を提示すること。）に消費税率（地方消費税率を含む。）を乗じて得た額と火災保険料相当額を加えた額をもって年額貸付料とする。

ただし、貸付料は年度ごとの支払いとするが、年度内の貸付期間が1年に満たない貸付にあつては月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるとき又は1月に満たない貸付にあつては日割りをもって計算する。

日割りをもって計算する場合、1月の日数は30日として計算する。

(8) 光熱水費及びその他必要経費

次に掲げる経費等は、すべて事業者の負担とする。

ア 貸付部分に係る光熱水費

イ 貸付部分に係る清掃及び廃棄物等の処理経費

ウ 通信運搬費、消耗品費及びその他飲食店の運営に関する一切の経費

エ 利用者による貸付部分の設備汚損、破損に対する対応経費

オ 飲食店の運営に当たり、利用者に損害を与えた場合の損害回復及び賠償経費

カ 飲食店の設置及び撤去に関する工事費、移転費等の一切の費用

なお、事業者は、飲食店の設置に当たって、電気料及び上下水道料を算定するための子メーターを事業者の負担で設置し、貸付料とは別に、病院が算定した電気料及び上下水道料を病院の発行する納入通知書により病院が指定する期日までに納入すること。

(9) 使用上の制限

ア 賃貸借契約書及び仕様書の内容を遵守し、貸付料等を定められた納入期限までに確実に納めること。

イ 飲食店を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

ウ 病院が認める場合を除き、飲食店の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託してはならないこと。

エ 廃棄物の搬出時間及び経路については、病院の指示に従うこと。

オ 貸し付ける施設・設備等を専ら当病院を利用する者以外の利便に供することを目的としてはならないこと。

(10) 維持管理責任

ア 飲食店の金銭等の管理は、事業者が行うこと。なお、設備・備品等が汚損又は毀損したときは、事業者の負担により速やかに復旧するとともに、事業者の損害については、病院の責めに帰することが明らかな場合を除き、病院はその責を負わない。

イ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続きを行うこと。

ウ 飲食店の運営に関する問い合わせ及び苦情については、事業者の責任において対応すること。

(11) 原状回復等

事業者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復すること。また、事業者は病院長に対し、原状回復に要した費用、飲食店の設置に伴い支出した費用、その他一切の費用について、補償を請求することはできない。

3 参加資格

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り応募することができる。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員でないこと。また、これら暴力団及び暴力団員と、密接な関係を有していないこと。

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

(4) 県税に未納がないこと。

4 プロポーザルに係るスケジュール

内 容	日 程
公募開始、募集要項等の配布	令和4年6月17日（金）
参加資格、参加申込書及び企画提案書に係る質問の <u>受付</u>	令和4年6月24日（金）午後5時まで
参加資格、参加申込書及び企画提案書に係る質問の <u>回答</u>	令和4年6月28日（火）まで随時
参加申込書提出期限	令和4年7月1日（金）午後5時必着
参加資格審査結果通知	令和4年7月6日（水）
企画提案書に係る質問の <u>受付</u>	令和4年7月12日（火）午後5時まで
企画提案書に係る質問の <u>回答</u>	令和4年7月15日（金）まで随時
企画提案書提出期限	令和4年7月22日（金）午後5時必着
審査実施日	令和4年7月29日（金）頃

5 募集要項等の配布

(1) 期間

令和4年6月17日(金)から7月1日(金)まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

(2) 場所

「12 問い合わせ先」の場所

(3) 配布資料

ア 募集要項（本要項）

イ 仕様書

ウ 応募等様式

※配付資料は当院ホームページからもダウンロードできます。

6 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

次の書類を各1部提出すること。

ア プロポーザル参加申込書（様式1）

イ 役員等一覧（様式2）

ウ 誓約書（様式3）

エ 会社概要書（様式4）

オ 企画提案書（様式5の1～9）

カ 県税に未納がないことを証するもの（発行後6ヶ月以内のものに限る。）

キ 法人にあっては法人登記簿謄本（現在事項全部証明）、個人にあっては住民票記載事項証明書（様式任意）

(2) 提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：令和4年7月1日(金) 午後5時必着

提出場所：「12 問い合わせ先」の場所

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）による。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする。

7 参加辞退

参加申込書等の提出後に、以降の参加手続を辞退する場合は、辞退届（様式6）を令和4年7月22日（金）午後5時までに「12 問い合わせ先」に持参又は郵送すること。

8 企画提案書の提出

(1) 提出書類

提案書は、別紙「仕様書」を踏まえ、次の項目を記述して提出すること。

- ア 企画提案書（様式5-1）
- イ 基本方針（様式5-2）
- ウ メニューの種類・価格（様式5-3）
- エ 安全衛生管理体制（様式5-4）
- オ 職員配置・従業員研修（様式5-5）
- カ 収支計画（様式5-6）
- キ 借受料（年額）（様式5-7）
- ク 営業時間等（様式5-8）
- ケ 自由提案（様式5-9）

(2) 提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：令和4年7月22日（金）午後5時必着

提出場所：「12 問い合わせ先」の場所

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）による。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする。

9 審査に関する事項

(1) 書類審査

提出された応募書類の審査を行い、3に定める参加資格要件を全て満たしている者を選定対象者とする。なお、審査の結果、参加資格を有する者が多数ある場合は、参加資格及び実績等について事前審査を行い、企画提案書の審査を受ける者を3者から5者程度に選定することがある。

(2) ヒアリング

原則、書面審査とするが、提案に対する質疑等がある場合は、必要に応じて面接によるヒアリングを行うことがある。なお、ヒアリングの日程及び場所等については、対象者に文書で通知する。

(3) 選定方法

病院が設置する選定委員会が提案書の内容及びヒアリング結果を総合的に評価し、

最も高い評価を受けた者を事業者に決定する。ただし、応募申込者が1者のみの場合であっても、審査結果によっては選考されない場合がある。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、採択・不採択にかかわらず通知する。

(5) 決定後の手続き

決定した事業者は、病院が指定する期限までに下記の書類を提出すること。

ア 公有財産借受申請書（病院局指定様式）

イ 借受料の見積書

ウ その他参考となる書類

10 参加資格、参加申込書及び企画提案書に関する質問の受付及び回答

(1) 質問方法

質問書（様式任意）により応募者が直接持参又は郵送もしくは電子メールで提出すること。

(2) 受付期間

令和4年6月24日（金）から令和4年6月28日（木）まで（土曜日及び日曜日は除く。）の午前9時から午後5時まで。

(3) 回答方法

当院ホームページ上で随時公表する。

(4) 受付場所

「12 問い合わせ先」のメールアドレス

11 その他留意事項

(1) 応募者は、企画提案書の提出をもって、募集要項及び仕様書の記載内容を承諾したものとす。

(2) この企画提案競技に関する必要な費用は、応募者の負担とする。

(3) 提出された書類は字句の誤り以外は変更できない。また、同一提案者が二つ以上の提案をすることはできない。なお、提出された書類は一切返却しない。

(4) 本プロポーザルの参加により病院から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。

(5) 応募者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 参加申込書等を提出した以降契約締結までに、「3 参加資格」に定める要件をひとつでも満たさなくなった場合、又は満たしていないことが判明した場合

イ 提出期限内に企画提案書の提出がされなかった場合

ウ 提出書類に虚偽の記載をした場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合

オ 本公告後、選定委員会の委員に対して本プロポーザルに関する接触を求めた場合

12 問い合わせ先

887-0013 日南市木山1丁目9番5号

宮崎県立日南病院 事務部 医事・経営企画課 経営企画担当

TEL : 0987-23-3111 FAX : 0987-23-5142

メールアドレス : nichinan-hp@pref.miyazaki.lg.jp